

## 浜田市余裕期間制度設定工事試行に係る取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜田市が発注する建設工事（建築住宅課発注工事を除く。）について、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 余裕期間

契約締結（予定）日から工期の始期日の前日までの期間をいう。

(2) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。

(3) 全体工期

実工期に余裕期間を加えたものをいう。

(4) 工期の始期日

実工期又は全体工期の始期をいう。

(5) 工期の終期日

実工期又は全体工期の終期をいう。

(6) 発注者指定方式

発注者が工期の始期日を指定する方式をいう。

(7) 任意着手方式

発注者が示した工期の始期日期限までの間に、受注者が工期の始期日を選択できる方式をいう。

(8) フレックス方式

発注者が示した全体工期の間で、受注者が工期の始期日と終期日を選択できる方式をいう。

(9) ゼロ債務負担行為

債務負担行為であって、契約を締結した年度においては支出を行わず、翌年度に支出を行うものをいう。

### (対象工事)

第3条 余裕期間制度の対象工事は、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 請負対象額が 2,500 万円以上の建設工事
  - (2) ゼロ債務負担行為により発注する建設工事については、請負対象額にかかわらず、全ての建設工事
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は余裕期間制度の対象外とする。
- (1) 災害復旧工事
  - (2) 緊急性のある工事
  - (3) 竣工又は供用開始の期日が定められている工事
  - (4) 発注者が余裕期間制度になじまないと判断した工事
  - (5) 関連する工事等の進捗に影響を与える工事
- (余裕期間の設定方式)

第 4 条 余裕期間の設定方式は、原則フレックス方式とする。ただし、発注者の判断により、発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかの方式を設定することができる。

- 2 ゼロ債務負担行為により発注する工事については、前項の規定にかかわらず、任意着手方式とする。
- (余裕期間の設定)

第 5 条 余裕期間は60日を超えない範囲内で設定する。

- 2 フレックス方式及び任意着手方式の対象工事において、落札者となった者は、工期の始期日及び終期日を定め、契約を締結するまでに工期通知書（別記様式）を提出しなければならない。
- 3 ゼロ債務負担行為により発注する工事においては、工期の始期日は、契約を締結した年度の翌年度の 4 月 1 日以降とする。
- (前払金の支払)

第 6 条 余裕期間設定工事の前払金について、工期の始期日以降でなければ請求することができない。

(工期の始期日までの現場管理等)

第 7 条 余裕期間における現場管理は、発注者が行うこととする。

- 2 受注者は、余裕期間内において資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
- 3 受注者は、余裕期間内において監理技術者並びに主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(その他)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年10月 1 日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

別記様式（第 5 条関係）

## 工 期 通 知 書

年 月 日

浜田市長 様

住所  
商号及び名称  
氏名

下記のとおり工期を通知します。

### 記

- 1 工事名
- 2 工期の始期日                      令和    年    月    日
- 3 工期の終期日                      令和    年    月    日

※契約締結までに提出すること。

※浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第 2 号）に規定する休日  
を工期の始期日及び終期日としないこと。

※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。

※押印は不要とする。